

以下に該当する方は、申請により利用料金の一部の減免を受けることができます。詳しくは施設までお問い合わせください。

恵那市「岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場」管理規則（一部抜粋要約）

減免する場合	減免する利用料金	減免の率
小学校及び中学校（特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）が学校行事として団体利用する場合	滑走料	利用料金の100分の50
	入場料（引率者のみ）	利用料金の100分の100
	貸靴料（1回）	利用料金の100分の20
身体障害者手帳、療育手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者である場合（当該交付を受けている者に介護人がある場合にあつては、介護人1人を含む。）	滑走料	利用料金の100分の50